

宅建業大臣免許 変更届の郵送による提出について

大阪府経由の大臣免許に係る宅建業の変更届出書の郵送による提出を希望する方に対して、郵送による申請の受付を行っています。

なお、窓口での提出も可能です。

※ 大臣免許の新規・更新・廃業及び知事免許から大臣免許への免許換え申請の場合は、窓口提出のみの対応とさせていただきます。郵送による提出はできませんので、ご注意ください。

提出方法

郵送による提出を希望する方は、大臣免許変更届出書に必要な書類をそろえていただき、下記の①～③を必ず同封のうえ、簡易書留で郵送提出してください。

受付が終わりましたら、変更届出書第1面の写しに受付印を押印し、同封された封筒により、簡易書留で返送します。

① 変更届出書の提出部数

正本1部、副本（正本の写し）1部、変更届出書第1面の写し1部

※郵送による提出の場合、副本2部のうち1部はお手元に保管していただき、受付印が押印された変更届出書第1面の写しが届きましたら、お手元の副本とともに保存してください。

② 返信用の封筒

（基本料金＋簡易書留分の切手を貼り、送付先の住所を記入のこと）

③ 昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ

◆ ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

大阪府住宅まちづくり部 建築振興課宅建業免許申請受付窓口
大阪府行政書士会

（〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎内）

TEL: 06-6941-0351（内線：3085・3088）

06-6210-9733

FAX: 06-6614-7562